

医業経営セミナー

～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

田島大士税理士事務所

目次

～ 医療法人の設立 ～

- 医療法人を設立するには認可が必要となります
- 第5次医療法改正で制度が大きく変わりました
- 理事や監事、社員には要件があります
- 支払基金からの入金の際、源泉徴収されません
- 分院の開設や介護事業への参入ができます
- 事業承継や相続対策を円滑に行うことができます
- 院長の所得をご家族に分散することができます

目次

- 給与所得控除を受けることができます
- 役員退職金を経費に計上することができます
- 生命保険料を経費に計上することができます
- 欠損金の繰越控除を9年間うけることができます
- 設立後2年間は、消費税の免税事業者となります
- 法人解散時の残余財産は国等に帰属します
- 都道府県への各種手続きが必要となります
- 従業員を社会保険に加入させる必要があります

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

目次

～ MS法人の設立 ～

- MS法人とはどのような法人なのでしょうか
- MS法人はどのような業務を行うのでしょうか
- 理事長はMS法人の代表者にはなれません
- 都道府県知事の認可は必要ではありません
- 利益の分散により節税を図ることができます
- 法人としての実態をもたせる必要があります
- 消費税の負担も考慮する必要があります

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

はじめに

～ 税理士のプロフィール ～

- 1976年 岐阜県羽島市生まれ
- 1995年 岐阜県立岐阜高等学校 卒業
- 2000年 滋賀大学経済学部 卒業
- 2000年～ 銀行勤務を経て、税理士受験に専念
- 2006年～ 総合税理士法人、相続専門の税理士法人、
医業専門の税理士法人にて、計9年勤務
- 2015年～ 田島大士税理士事務所 開設

医業経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ 医療法人の設立 ～

医療法人を設立するには認可が必要となります

- 医療法人とは、医療法の規定によって設立される法人を言い、**非営利**を原則としているため、株式会社のように**営利事業**は行うことができません。
- 医療法人を設立するためには、**都道府県知事**(2以上の都道府県に開設する医療法人については、厚生労働大臣)の**認可**を得ることが必要となります。
- 医療法人は、株式会社のようにいつでも設立できるわけではなく、**年数回**しかない受付けを経なければ設立できません。また、設立までに**半年程度**を要します。

医業経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ 医療法人の設立 ～

第5次医療法改正で制度が大きく変わりました

- 改正前に設立された医療法人は、**持分のある医療法人**とされているため、法人解散時における残余財産は**出資者に帰属**することになっております。
- しかし、出資者に帰属するということは、配当を行うことと同じであり、医療法人の原則である**非営利に反する**とされ、改正が行われました。
- 改正後に設立された(又は今後設立される)医療法人は、**持分のない医療法人**とされ、法人解散時の残余財産は**国や地方公共団体等に帰属**することになりました。

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ 医療法人の設立 ～

理事や監事、社員には要件があります

- 理事は原則として**3人以上**必要であり、理事長は理事の中から、医師(または歯科医師)1人を選任します。理事とは、株式会社で言う**取締役**のことを言います。
- 監事は**1人以上**必要となります。監事は理事を監督する立場になりますので、理事本人や理事の親族、医療法人の職員や利害関係者などは就任できません。
- 社員は原則として**3人以上**必要となります。社員総会では、拠出金額にかかわらず**1人につき1議決権**を持ちます。社員とは、職員ではなく**出資者**を言います。

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ 医療法人の設立 ～

支払基金からの入金の際、源泉徴収されません

- 個人医院では、社会保険診療報酬支払基金からの入金の際、**約10%の源泉徴収**がされた上で振り込まれますが、医療法人では、源泉徴収がされずに**全額**が振り込まれますので、**資金繰りの負担が軽減**されます。

分院の開設や介護事業への参入ができます

- 医療法人にすることにより、個人医院ではできない**分院の開設**を行うことができるため、**事業規模の拡大**を図ることができます。また、介護老人保健施設などの**介護事業への参入**ができるようになります。

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ 医療法人の設立 ～

事業承継や相続対策を円滑に行うことができます

- 個人医院では、院長が**廃院**の手続きをしてから、後継者が新たに**開院**の手続きをしなければなりませんので、手間も時間もかかります。医療法人では、後継者を理事に加えて**理事長の変更**をするだけで済みますので、**事業承継**を円滑に行うことができます。
- 個人医院では、院長の財産をご子息に移転させる際、**資産ごとに譲渡や贈与**をしなければなりません。医療法人では、法人の**出資(株式)**を譲渡や贈与するだけで済みますので、**相続対策**も比較的円滑に行うことができます。

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ 医療法人の設立 ～

院長の所得をご家族に分散することができます

- 個人医院でも、ご家族に**専従者給与**を支給することはできませんが、専従者給与は**勤務実態**に応じた金額でなければなりませんので、厳しくチェックがされます。
- 医療法人では、ご家族に**役員報酬**を支給する際、ご家族が**経営に関与**していることは必要とはなりませんが、個人医院の専従者給与ほど勤務実態に応じた給与であることを厳しくチェックされませんので、個人医院よりも多くの報酬をご家族に支給することができます。それにより、院長の**所得をご家族に分散**ことができ、院長の**所得税や住民税を軽減**することができます。

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ 医療法人の設立 ～

給与所得控除を受けることができます

- 個人医院での所得は事業所得となるため、給与所得控除を受けることができませんが、医療法人から支給を受ける役員報酬は**給与所得**となるため、**給与所得控除**を受けることができます。給与所得では、給与所得控除後の金額に課税がされるため、事業所得よりも**所得税や住民税が軽減**されます。給与所得控除は、給与等の収入金額に応じ、下記の金額となります。

	1,800,000円以下	⇒	収入金額×40% (下限650,000円)
1,800,000円超	3,600,000円以下	⇒	収入金額×30%+180,000円
3,600,000円超	6,600,000円以下	⇒	収入金額×20%+540,000円
6,600,000円超	10,000,000円以下	⇒	収入金額×10%+1,200,000円
10,000,000円超	12,000,000円以下	⇒	収入金額×5%+1,700,000円
12,000,000円超		⇒	2,300,000円(上限)

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ 医療法人の設立 ～

役員退職金を経費に計上することができます

- 個人医院では**役員退職金**を(支給すること)経費に計上することはできませんが、医療法人では(支給すること)**経費に計上**することができます。
- 役員退職金は受取る側においても、給与所得ではなく**退職所得**となりますので、給与所得控除よりも有利な**退職所得控除**を受けることができます。また、総合課税ではなく**分離課税**によることができますので、**所得税**や**住民税**が**軽減**されます。退職所得控除は、勤続年数に応じて、下記の金額となります。

勤続年数20年以下 → 1年につき40万円(下限80万円) 勤続年数20年超 → 1年につき70万円

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ 医療法人の設立 ～

生命保険料を経費に計上することができます

- 個人医院では、院長を被保険者とする生命保険は、保険料控除として**所得控除**にはなりませんが、支払額を経費に計上することができません。医療法人では、院長を被保険者とする**生命保険**についても、支払額の**2分の1ないし3分の1**を経費に計上することができます。
- 生命保険の解約時には、それまでに経費に計上された金額が収益に計上されますが、同一事業年度に**退職金の支払い**や**大規模な設備投資**を行うことにより、節税を図ることもできます。

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ 医療法人の設立 ～

欠損金の繰越控除を9年間うけることができます

- 個人医院では、欠損金の繰越控除は**3年間**しか受けることができませんが、医療法人では**9年間**(29年4月1日以後開始の事業年度は10年間)うけることができます。

設立後2年間は、消費税の免税事業者となります

- 個人医院の中には、自由診療などの課税売上が多く、消費税の課税事業者となっている医院もありますが、医療法人を設立した場合には、設立1期目と2期目は消費税の**免税事業者**となります。

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ 医療法人の設立 ～

法人解散時の残余財産は国等に帰属します

- 平成19年4月1日前に設立された医療法人は、**持分の定めのある**医療法人となりますので、法人解散時の残余財産は**出資者に返還**されます。**経過措置型医療法人**と呼ばれております。
- 平成19年4月1日以後に設立された医療法人、今後新たに設立される医療法人は、**持分の定めのない**医療法人となりますので、法人解散時の残余財産は、出資者に返還されるのではなく、**国や地方公共団体、公的医療機関等に帰属**することになります。**基金拠出型医療法人**と呼ばれております。

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ 医療法人の設立 ～

都道府県への各種手続きが必要となります

- 毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に、**決算届**（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書）を、**都道府県**（ただし、2以上の都道府県に開設している場合は厚生局、以下同じ。）に提出しなければなりません。また、**資産の総額の登記**をして、**登記事項届**を都道府県に提出しなければなりません。
- 2年毎に、**役員変更届**を都道府県に提出しなければなりません。また、**役員変更の登記**をして、**登記事項届**を都道府県に提出しなければなりません。

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ 医療法人の設立 ～

従業員を社会保険に加入させる必要があります

- 個人医院では、**常勤が5人未満**であれば、健康保険や厚生年金などの社会保険に加入させる必要はありませんが、医療法人では、**常勤の人数に関わらず**、常勤を社会保険に加入させる必要がありますので、**法人負担も個人負担も増加**します。
- 健康保険に代えて、**医師国保**（歯科医師国保を含む、以下同じ。）へ**継続加入**することも可能ですが、個人医院の時から医師国保に加入していることが条件となりますので、注意が必要です。多くの場合、健康保険よりも医師国保の方が、保険料が有利となります。

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ MS法人の設立 ～

MS法人とはどのような法人なのでしょうか

- MS法人とは、**メディカルサービス法人**の略称で、個人医院(個人の歯科医院を含む、以下同じ)や医療法人では行うことができない**営利事業**を、個人医院や医療法人に代わって行う法人を言います。
- MS法人と呼ばれますが、法律上の形態は通常の**株式会社や合同会社と同じ**になりますので、医療法人のように医療法の制約は受けません。
- 個人医院や医療法人の利益を移転させることにより、**節税**を図る目的で利用がされることが多い法人です。

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ MS法人の設立 ～

MS法人はどのような業務を行うのでしょうか

- 個人医院や医療法人の**窓口(受付)業務**、**会計(経理)業務**、**診療報酬請求事務**、**清掃業務**など
- 個人医院や医療法人で使用する**消耗品や備品の購入および販売**(医薬品や医療機器の販売や賃貸は、許可を得る必要があります。)
- 土地や建物などの**不動産の賃貸や管理**(個人医院や医療法人で使用する不動産の賃貸や管理も行います)
- 福祉用具の販売やレンタルなどの**介護サービス事業**、**高齢者向け賃貸住宅**や**障害者向け賃貸住宅**

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ MS法人の設立 ～

理事長はMS法人の代表者にはなれません

- 個人医院や医療法人がMS法人と取引を行う場合には、**院長や理事長**が、MS法人の**代表者**を兼ねることは認められません。両者は取引関係にあつて利害の相反する立場となりますので、その両者が同一人物となってしまうと**利益相反取引**となるからです。
- 医療法人の(平)理事がMS法人の代表者を兼ねること、個人医院の院長や医療法人の理事長がMS法人の(平)取締役や監査役を兼ねることは、従来は問題がないとされておりましたが、近年では都道府県や厚生局が兼任を認めない場合もあるようです。

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ MS法人の設立 ～

都道府県の認可を受ける必要はありません

- 医療法人は、医療法による規制がありますので、都道府県(又は厚生局)の認可を得る必要がありますが、MS法人は、通常の株式会社や合同会社になりますので医療法による規制はなく、**都道府県の認可**を得る必要はありません。
- ただし、医薬品や医療機器の販売や賃貸を行う場合や人材派遣を行う場合には、別途**許認可**を得る必要があります。定款にも事業内容として明記する必要があります。

医療経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ MS法人の設立 ～

利益の分散により節税を図ることができます

- 個人医院や医療法人はMS法人に対して、窓口業務や診療報酬請求業務、消耗品や備品の購入、不動産の賃貸や管理などの**業務を委託**します。
- MS法人は、上記業務を行う事務職員の人件費や、消耗品や備品、地代や家賃の実際の支払金額に**手数料を上乗せ**して、個人医院や医療法人に請求をします。
- 個人医院や医療法人は、MS法人に対して手数料を上乗せした**業務委託料**を支払うことにより、**利益をMS法人に分散**することができ、**節税**を図ることができます。

医業経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ MS法人の設立 ～

法人としての実態をもたせる必要があります

- MS法人が個人医院や医療法人と取引を行う場合には、**利益操作**や**トンネル会社**と誤解されないようにするために、MS法人に**法人としての実態**を持たせる必要があります。
- 具体的には、MS法人と個人医院や医療法人との間の取引は**契約書を作成**する、**請求書を発行**する、金銭の授受は**銀行預金を通す**など、物的証拠を残します。
- また、業務委託料は高額になりすぎないように、**相当な金額**に設定する必要があります。

医業経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

～ MS法人の設立 ～

消費税の負担も考慮する必要があります

- 多くの個人医院や医療法人は、自由診療や文書料などの課税売上は**1,000万円未満**となりますので、消費税の**免税事業者**となります。
- しかし、MS法人に**業務委託料**を支払う場合には、委託料はMS法人では**課税売上**になりますので、課税売上が1,000万円を超えると、消費税の**課税事業者**になります。
- MS法人の設立を検討される際には、利益の移転による所得税や法人税の節税効果だけでなく、**消費税の負担**も考慮に入れて行うことが必要となります。

医業経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE

おわりに

- 第1回の医業経営セミナーでは、**医療法人とMS法人の設立**についてお話をさせていただきました。
- 第2回の医業経営セミナーでは、**相続・事業承継とM&A**について、お話をさせて頂く予定でおります。
- 本日は、お忙しい中お越し頂きまして、そして最後までご清聴を頂きまして、誠に有難うございました。

主催：田島大士税理士事務所
共催：ソニー生命保険株式会社

医業経営セミナー ～ 第1回 医療法人とMS法人の設立 ～

TAJIMA
TAX ACCOUNTANT OFFICE